

## 条例制定

だれもが孤立せず、安心して暮らし続けられるまちを目指し

# 白老町手話言語条例を制定しました

聞こえない人は、音声言語による聞こえる人々の「当たり前」の中で暮らし、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。障害者の権利に関する条約や障害者基本法で、手話は言語として位置付けられましたが、いまだに聞こえない人の生活や実態を多くの人々が理解しているとはいえません。

これらを踏まえ町は、聞こえない人の日常生活や手話言語を深く理解して地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる町を目指すため、この条例を制定しました。

### 【今後の取り組み】

- 聞こえない人や手話の理解を図るため、町民・小中学校・町職員・企業など向けの手話講座の開催
- 手話通訳者の派遣
- 国の補装具給付の対象にならない難聴児に対して補聴器の購入助成
- 町民が手話に触れるきっかけづくり

国連で採択された障害者権利条約（H18.12採択）は手話を言語の一つとして定義しており、また、それを受けて改正された障害者基本法（H25.6改正）においても、手話を言語に含まれるものとして規定しています。

問い合わせ先：健康福祉課 福祉支援グループ ☎82-5541

## 低所得の子育て世帯に対する

## 給付金

# 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、対象児童1人につき一律5万円を支給します。

- ① 申請不要：令和5年3月分の児童扶養手当受給者。
- ② 申請必要：公的年金などを受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方。
- ③ 申請必要：食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方。 ※詳細は町ホームページを参照してください。

問い合わせ先：子育て支援課 子育て支援グループ ☎85-2021

## サロン

# 「地域ふれあいサロン」始めませんか？

「閉じこもり予防」や「仲間づくり」「健康づくり」などを目的に、身近な場所で気軽に集まり、仲間と楽しく過ごせる地域の「集いの場」です。運営のサポートや助成金については職員が説明しますので気軽に問い合わせしてください。



## 助成金を活用しましょう！

- 対象 1回の参加者が5人以上で月1回以上の開催、参加者の半数が65歳以上であること。
- 内容 介護予防、助け合いなどを取り入れた茶話会やコミュニケーション活動で、町内の住民どなたでも参加できるもの。 ※趣味、スポーツ、レクリエーション団体として会員のみのための活動は対象外です。
- 助成額 月額1,000円を上限に助成（年度の上限12,000円）
- 申請 事前申請です。新規申請の場合は早めに下記に相談してください。

問い合わせ先：高齢者介護課 高齢者保健福祉グループ ☎82-5560